

阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要領

阪南市空き家・空き地草刈協力事業者等登録制度要綱第3条第1項第8号に

規定する「その他市長が定める事項」は以下のとおりとする。

申請書中の「標準的な草刈作業の見積額」が1㎡あたり200円以下とする。